

歯科放射線・口腔診断科の研修プログラム

1. 取得できる認定医・専門医等とそれらを取得するための資格(概要)

1) 歯科放射線認定医

- 1) 学会の正会員として2年以上継続した者
- 2) 研修機関で2年以上の研修を受けた者
- 3) 歯科放射線に関連する学術発表を筆頭演者として1回以上行うことあるいは学術論文を筆頭著者として1編以上発表すること。
- 4) 画像診断業務に従事し、読影報告書50例以上を作成し、そのうち20例以上は筆頭報告者として報告書を作成すること。
- 5) 2号に示した中に、造影・CT・MRIなどを20例以上含むこと。
- 6) 放射線の物理的性質、人体への影響、安全取り扱いと管理技術、及び関連する法令などの研修を含むこと。

2) 歯科放射線専門医

- 1) 学会の正会員として5年以上継続した者
- 2) 学会の認定医の資格を有する者
- 3) 研修機関で5年以上の研修を受けた者等
- 4) 歯科放射線に関連する学術発表を筆頭演者として行うこと。
- 5) 歯科放射線に関連する研究報告を筆頭または共同著者として学術雑誌に3編以上発表すること。ただし、「歯科放射線」又は「Oral Radiology」掲載の筆頭著者としての論文を1編以上含むものとする。
- 6) 画像診断業務に従事し、読影報告書200例以上を作成し、そのうち100例以上は筆頭報告者として報告書を作成すること。
- 7) 放射線の物理的性質、人体への影響、安全取り扱いと管理技術、及び関連する法令などの研修を含むこと。
- 8) 口腔領域の放射線治療の適応と治療成績、及び関連する歯科的管理に関する研修を含むこと。

3) 口腔診断学会認定医

- 1) 引き続き3年以上学会員であること。
- 2) 指定された研修機関で、定められた研修カリキュラムに従い、3年以上口腔診断学に関する研修を受けたもの。
- 3) 口腔診断学に関する学術発表(本学会総会または学術誌)を1回以上行ったもの。
- 4) 口腔診断学に関する研究報告を学術雑誌に3編以上発表したもの。
- 5) 学術大会に1回参加し併設された認定講習会を受講したもの。

2. 認定医・専門医等取得のための基本的なプログラム(ロードマップ)

